福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入員を使用する事業主が当該加入員を就業させる日数（当該事業主が当該加入員を就業させる時間数を当該加入員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業を終了した加入員に係る給与の額の届出に関する経過措置）

第十七条の三　存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規定によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　産前産後休業を終了した年月日

四・五　（略）

第十七条の四～第十七条の六　（略）

（存続連合会に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第四十九条の二　第十七条の五の規定は、存続連合会が支給する年金たる給付に関する手続について準用する。

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業を終了した加入員に係る給与の額の届出に関する経過措置）

第十七条の二　存続厚生年金基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規定によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業（以下この条及び次条において「産前産後休業」という。）を終了した年月日

四・五　（略）

第十七条の三～第十七条の五　（略）

（存続連合会に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第四十九条の二　第十七条の四の規定は、存続連合会が支給する年金たる給付に関する手続について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第百三十五条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第百六十一条の規定は、施行日以後に開始する船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

第四条　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第二十五条の二の規定は、施行日以後に開始する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

第五条　第四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条の二の規定は、施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の表改正後欄の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令中「第十七条の六」を「第十七条の七」に改める。